

◎新潟県告示第118号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|----|------------|
| 上越市吉川区伯母ヶ沢不ヶ下461-1 | 田 | 617 |
| 上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪497 | 田 | 90 |
| 上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪500-1 | 田 | 972 |
| 上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪502 | 田 | 419 |
| 上越市吉川区伯母ヶ沢向田上869-1 | 田 | 351 |
| 上越市吉川区伯母ヶ沢向田上870 | 田 | 1,630 |

2 利用権の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 賃料に相当する補償金の額 |
|----|--------|------|--------------|
| 水稻 | 令和5年5月 | 5年 | 10,135円 |

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第3号（令和5年1月13日発行）で告示したが、令和5年1月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局上越支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。